

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月26日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 小佐田 文 孝

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 7年 4月10日 午前 9時00分から 令和 7年 4月17日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月23日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所下関支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月14日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所下関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月26日から当庁不動産競売係に備え置きます。	





## 物 件 目 録

1 所 在 下関市綾羅木新町二丁目  
地 番 36番29  
地 目 宅地  
地 積 152.90平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 下関市綾羅木新町二丁目36番地29  
家屋 番号 36番29  
種 類 居宅  
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
床 面 積 1階 48.56平方メートル  
2階 44.99平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約45平方メートル

共有者 A 持分2分の1



## 物 件 明 細 書

令和 7年 3月 3日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 小佐田 文 孝

---

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者(債務者)A及び申立外共有者Bが占有している。

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

本件土地建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

1 所 在 下関市綾羅木新町二丁目  
地 番 36番29  
地 目 宅地  
地 積 152.90平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 下関市綾羅木新町二丁目36番地29  
家屋 番号 36番29  
種 類 居宅  
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
床 面 積 1階 48.56平方メートル  
2階 44.99平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約45平方メートル

共有者 A 持分2分の1



令和6年(ヌ)第5号  
令和6年12月2日受理  
令和7年1月20日提出

## 現況調査報告書

山口地方裁判所下関支部

執行官 金川直樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記事のとおり

## 物 件 目 録

1 所 在 下関市綾羅木新町二丁目  
地 番 36番29  
地 目 宅地  
地 積 152.90平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 下関市綾羅木新町二丁目36番地29  
家屋 番号 36番29  
種 類 居宅  
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
床 面 積 1階 48.56平方メートル  
2階 44.99平方メートル

共有者 A 持分2分の1



## 関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本件建物にはもう何年も誰も住んでいません。</li><li>2 本件建物の屋根に隙間が空いており、そこに鳩が住み着いて糞害に困っています。</li><li>3 1年に1回くらい、業者の方が草刈りに来ているのを見かけます。</li></ol> <p style="text-align: right;">(令和6年12月13日口頭聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(3枚目)

## 執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、共有者A（本件債務者）及び共有者B（申立外）が動産類を残置して占有しているものと認められる。
- 3 本件建物1階和室1の畳に焦げた跡があり、本件建物内で火災が発生したことがある可能性がある。
- 4 本件建物1階の北側にあったと思われる玄関部分が滅失しており、本件建物には玄関がない状態である。
- 5 本件建物は、歩行に危険を感じるほど床が沈む箇所がある（特に階段に使用されている木材が著しく腐食している。）ほか、天井に穴が開いている箇所や、雨漏りの形跡が見られる箇所が多数ある、壁や天井に黴が多く発生している、ほぼすべての壁のクロスが大きく剥がれているなど、著しく荒れた状態である。
- 6 本件土地の形状は、現地での概測の結果、ほぼ公図のとおり形状であると思われるものの、その認定はあくまでも概測によるものであり、本件土地の形状を確定させるものではない。
- 7 共有者A及び共有者Bに対し、本現況調査日時通知書を郵送して通知したが、共有者Bに宛てて送付した郵便物は「あて所に尋ねあたりません」との理由により返戻され届かず、共有者A宛てに送付した郵便物は返戻されなかったものの共有者Aからの連絡はなく、調査にも立ち会わなかったため、本現況調査に当たり、共有者A及び共有者Bの陳述を得ることができなかった。
- 8 上記意見は、あくまでも現況調査時に得られた情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(4枚目)

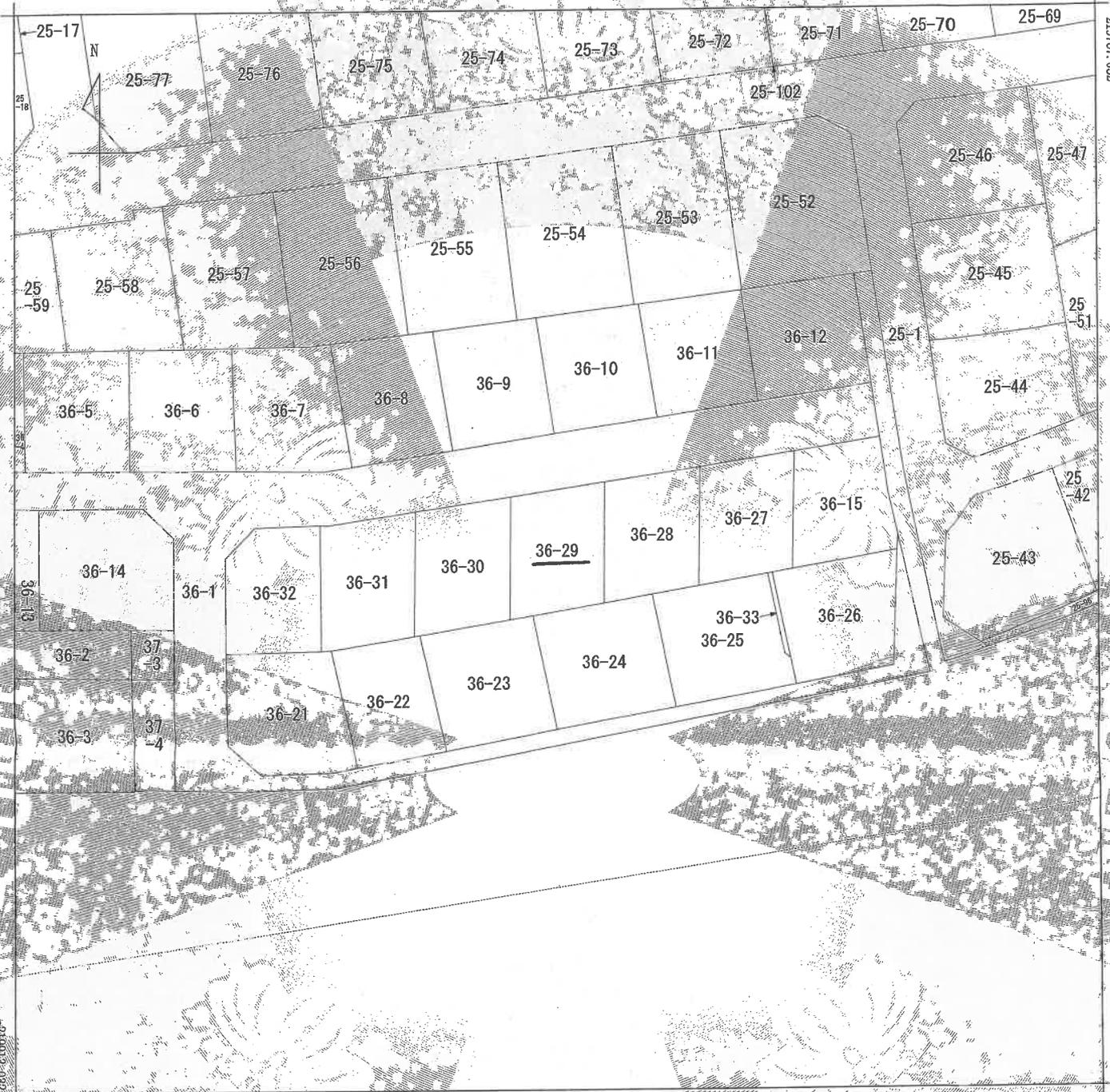
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年12月3日(火)	執行官室	・下関市役所の間取図請求(郵送) ・中国電力ネットワーク株式会社に調査囑託(郵送)
6年12月11日(水) 11:32~11:34	山口地方法務局 下関支局	公図閲覧等
6年12月11日(水) 16:17~16:19	山口地方法務局 下関支局	公図閲覧等
6年12月13日(金) 12:20~13:00	物件所在地	物件確認、写真撮影、近隣者から聞き取り(口頭)
6年12月18日(水)	執行官室	共有者A・Bにそれぞれ現況調査日時通知書を郵送
7年1月8日(水) 13:25~13:55	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影
年 月 日( ) : ~ :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年1月8日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(5枚目)

(座標値種別：図上測定)

-115117.601

-219787.032



-115242.601 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し  
綾羅木新町  
2丁目

請求部	所在	下関市綾羅木新町二丁目		地番	36番29	
出力縮尺	1/500	精度区分	III	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面(街区成果B)
作成年月日	平成22年3月23日	備付年月日(原図)	平成22年3月23日	補記事項	街区基本調査成果図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

縮小 (A3-A4)

令和6年12月11日  
山口地方法務局下関支局  
登記官

請求番号：14-1  
(1/1)

( 6 枚目 )

公用

登記年月日：昭和51年9月4日

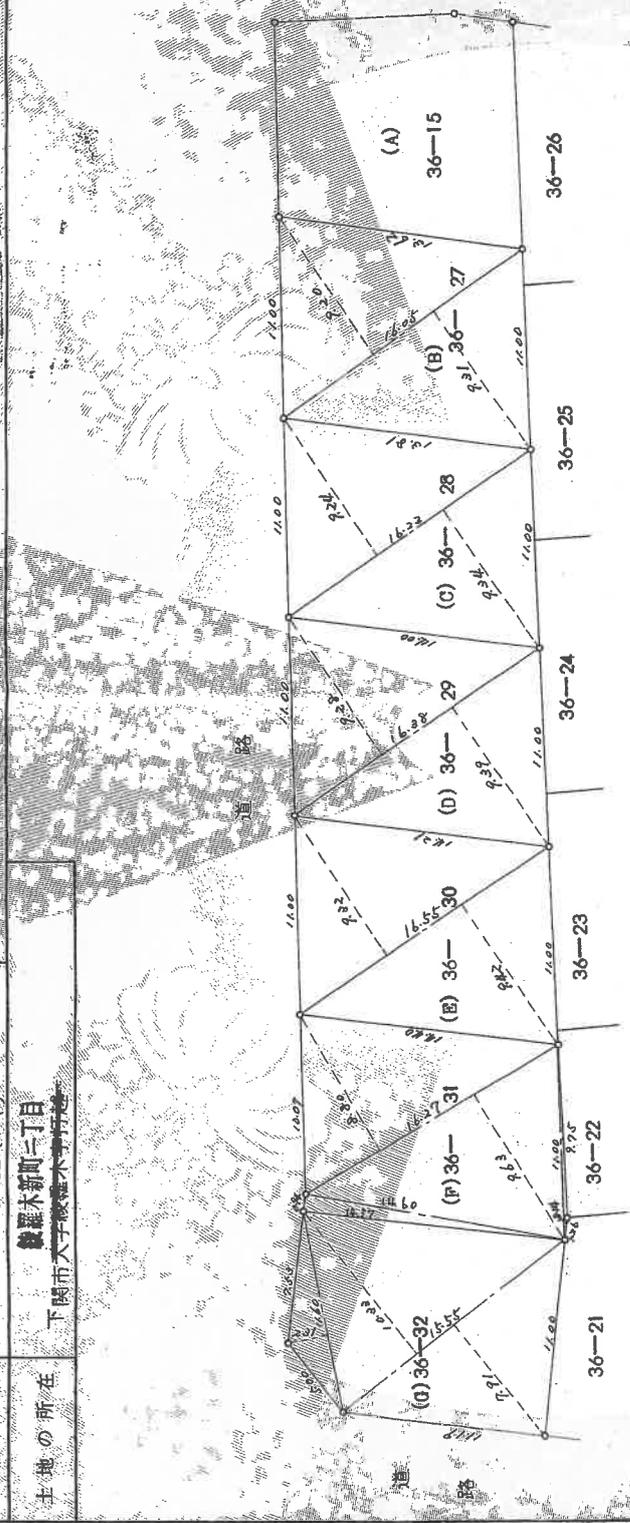
公用

これは図面に記録されている内容を証明する書面である。  
令和6年12月11日 山口地方整備局 下関支局

登記目

(7枚目)

地番	36-27	36-28	36-29	36-30	36-31
土地の所在	下関市大字榎木新町三丁目				
土地積算	36-15 36-15-27 36-15-32				
測量	新				
製作年月日	昭和五十年九月五日				
製作者	[Redacted]				



- (B) 求積  
 $9.31 \times 16.05 = 149.4255$   
 $9.20 \times 16.05 = 147.6600$   
 合計 297.0855  
 合計 1/2 148.54275m<sup>2</sup>
- (C) 求積  
 $9.34 \times 16.22 = 151.4948$   
 $9.24 \times 16.22 = 149.8728$   
 合計 301.3676  
 合計 1/2 150.6838m<sup>2</sup>
- (D) 求積  
 $9.39 \times 16.36 = 153.8062$   
 $9.28 \times 16.36 = 152.0044$   
 合計 305.8146  
 合計 1/2 152.9073m<sup>2</sup>
- (E) 求積  
 $9.42 \times 16.55 = 155.9010$   
 $9.32 \times 16.55 = 154.2460$   
 合計 310.1470  
 合計 1/2 155.0735m<sup>2</sup>
- (F) 求積  
 $0.14 \times 11.00 = 1.5400$   
 $9.63 \times 16.27 = 156.6601$   
 $8.50 \times 16.27 = 138.3150$   
 $0.93 \times 14.60 = 13.5780$   
 合計 314.9741  
 合計 1/2 157.48705m<sup>2</sup>
- (G) 求積  
 $7.91 \times 15.55 = 123.0005$   
 $10.33 \times 15.55 = 160.6315$   
 $2.31 \times 11.60 = 26.7960$   
 合計 310.4280  
 合計 1/2 155.2140m<sup>2</sup>

0003414

縮尺	1/300
----	-------

山口県土地家屋調査士会

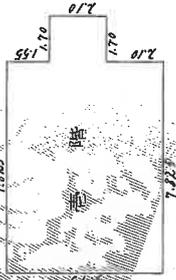
縮小 (A3-A4)

請求番号：14-2

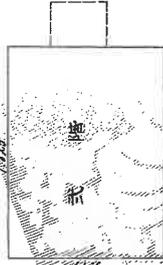
登記年月日：昭和52年2月4日

家屋番号	3.6番29
建物の所在	綾羅木新町二丁目 下関市大字綾羅木字中越3.6番地29

各階平面図(B)



求積  
 $7.825 \times 5.75 = 44.99375$   
 $1.700 \times 2.10 = 3.57000$   
 合計 48.56375  
 床面積 48.56㎡



求積  
 $7.825 \times 5.75 = 44.99375$   
 床面積 44.99㎡

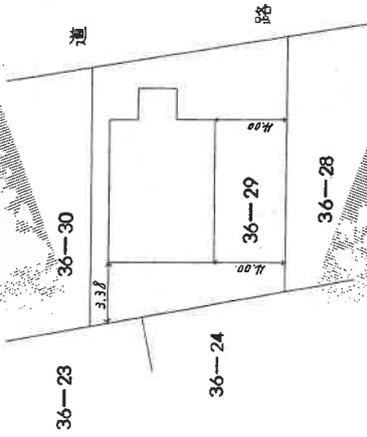
縮尺	1/200	1/300
	(B)	(A)

(目録表 15)

縮小 (A3-A4)

建物各階平面図

建物図面(A)



S52-2-4

昭和52年2月4日  
 製作年月日  
 製作者  
 申請人

これは図面に記録されている内容が証明した書面である  
 令和6年12月11日 山口地方事務所 関文局 登記係

(8枚目)



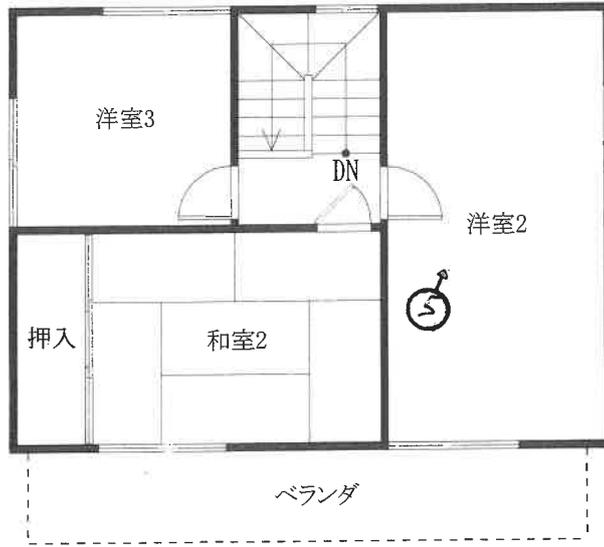
※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向



【図面名称】	土地建物位置関係図	【事件番号】	令和6年(又)第5号	【物件番号】	1・2	【作成者】	評価人	【縮尺】	約1/250
--------	-----------	--------	------------	--------	-----	-------	-----	------	--------

※本図は土地・建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。



2階



1階



※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向

【図面名称】  
建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】  
令和6年(又)第5号

【物件番号】  
2

【作成者】  
評価人

【縮尺】  
約1/100



写真 1

本件物件の外観



写真 2

1 階  
洋室 1 から和室  
1 方向を撮影



写真 3

1 階  
浴室



写真4

階段の木材の  
腐食状況



写真5

2階  
洋室2の天井の  
状況



写真6

1階  
滅失部分

令和6年(又)第5号  
令和7年1月8日現地調査  
令和7年1月23日評 価

山口地方裁判所下関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

原田 邦夫

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 675,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1 ( 土 地 )	金 568,000円
物 件 2 ( 建 物 )	金 107,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	下関市綾羅木新町二丁目 36番29 宅地 152.90m <sup>2</sup>	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	下関市綾羅木新町二丁目36番地29 36番29 居宅 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 48.56m <sup>2</sup> 2階 44.99m <sup>2</sup>	1階 約45m <sup>2</sup> (概測) 2階 44.99m <sup>2</sup>
番号	特記事項		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は物件1土地の共有持分を売却の対象としている。</li> <li>・ 物件1土地の共有持分は、2分の1である。</li> <li>・ 土地の形状については、現地調査の結果、概ね地積測量図のとおりである。</li> </ul>		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件2建物1階北側にあったと思われる玄関が滅失している。</li> <li>・ 本件は物件2建物の共有持分を売却の対象としている。</li> <li>・ 物件2建物の共有持分は、2分の1である。</li> </ul>		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R山陰本線『梶栗郷台地』駅の南西方約650m 【道路距離】 『海浜公園前』バス停の北東方約300m 【道路距離】	
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域	
主な公法上の規制等 <small>(道路幅員等の個別的条件を考慮しない一般的な規制)</small>	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 40%（風致地区により） 200% — 綾羅木海岸風致地区（高さ制限15m） 居住誘導区域内 都市機能誘導区域外
画地条件	規模 152.90㎡ 形状 台形 接面状況 中間画地	間口 約11m 奥行 約14m 地勢 概ね平坦地
接面道路の状況	北側幅員約6mの市道 <sup>※1</sup> に0～約0.6m高位接面する。 ※1 市道：川中綾羅木新町40号線、建築基準法第42条1項1号	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり  (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	【土壌汚染について】 対象地について、地歴調査からは土壌汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。よって、土壌汚染の可能性は低いものと推測されるが、専門的な調査は行っておらず、不確定要素があるため、これを評価上考慮外とする。  【埋蔵文化財について】 下関市教育委員会へ照会したところ、対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるとの回答であった。	
特記事項	特になし。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記簿）： 昭和51年12月22日新築 経過年数： 約 48 年 経済的残存耐用年数： 満了している。
仕 様	構 造： 軽量鉄骨造 2階建
	屋 根： 亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁： 吹付タイル等
	内 壁： クロス等
	天 井： クロス等
	床： フローリング、畳等
	設 備： 電気、給排水、ガス、トイレ等
	そ の 他： なし
床面積(現況)	第3 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料の「建物間取図」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物北側の1階にあったと思われる玄関が滅失し、プリント鋼板で壁が塞いでいる。よって、本件建物には玄関がない状態である。</li> <li>・建物設備の殆どが壊れていると思われる。</li> <li>・洋室2（2階）の天井及び屋根が破損し、朽ちて、穴が開いている。</li> <li>・建物が非常に劣化しており、酷く荒れた状態である。</li> <li>・本件建物に係る瑕疵（害虫被害、アスベスト含有材の有無等を含む）についての詳細は不明である。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1. 基礎となる価格

#### ① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割 合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ× エ×オ=カ
1	43,000	100 / 100	152.90	40 / 100	1/2	1,315,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査価格 下関 (県) - 24

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 39,200 \text{ 円/㎡} & \times & 101 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 92 & = & 43,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：必要なし。

◇ 地域格差：街路・交通・環境・行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差： 必要なし。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 本件土地上に存する建物等の状況を総合的に勘案して査定した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	共有持分 割 合 エ	建物の価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
2	200,000	89.99	0.01	1/2	90,000

イ 現況延床面積：概測面積による。

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法及び現況観察により上記のとおり査定した。

## 2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,315,000	10%	場所的利益	132,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等及びその割合を上記のとおり査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) (1①カ、1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	1,315,000	▲ 132,000		0.80	0.60	568,000
2	90,000	+ 132,000	1.00	0.80	0.60	107,000
一 括 価 格 ( 合 計 )						675,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：共有持分の売却であることによる市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査価格【 下関（県） － 24 】

所 在 : 下関市梶栗町1丁目1014番16「梶栗町1-3-6」

価 格 : 39,200円/㎡

位 置 : JR山陰本線「梶栗郷台地」駅から650mに位置する。

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 253㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 道 路 : 東側4m市道に接面

用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域

( 建蔽率 40% 、 容積率 200% )

地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした海岸近傍の住宅地域

### 2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 : 4,357,650 円

物件2 : 1,336,998 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

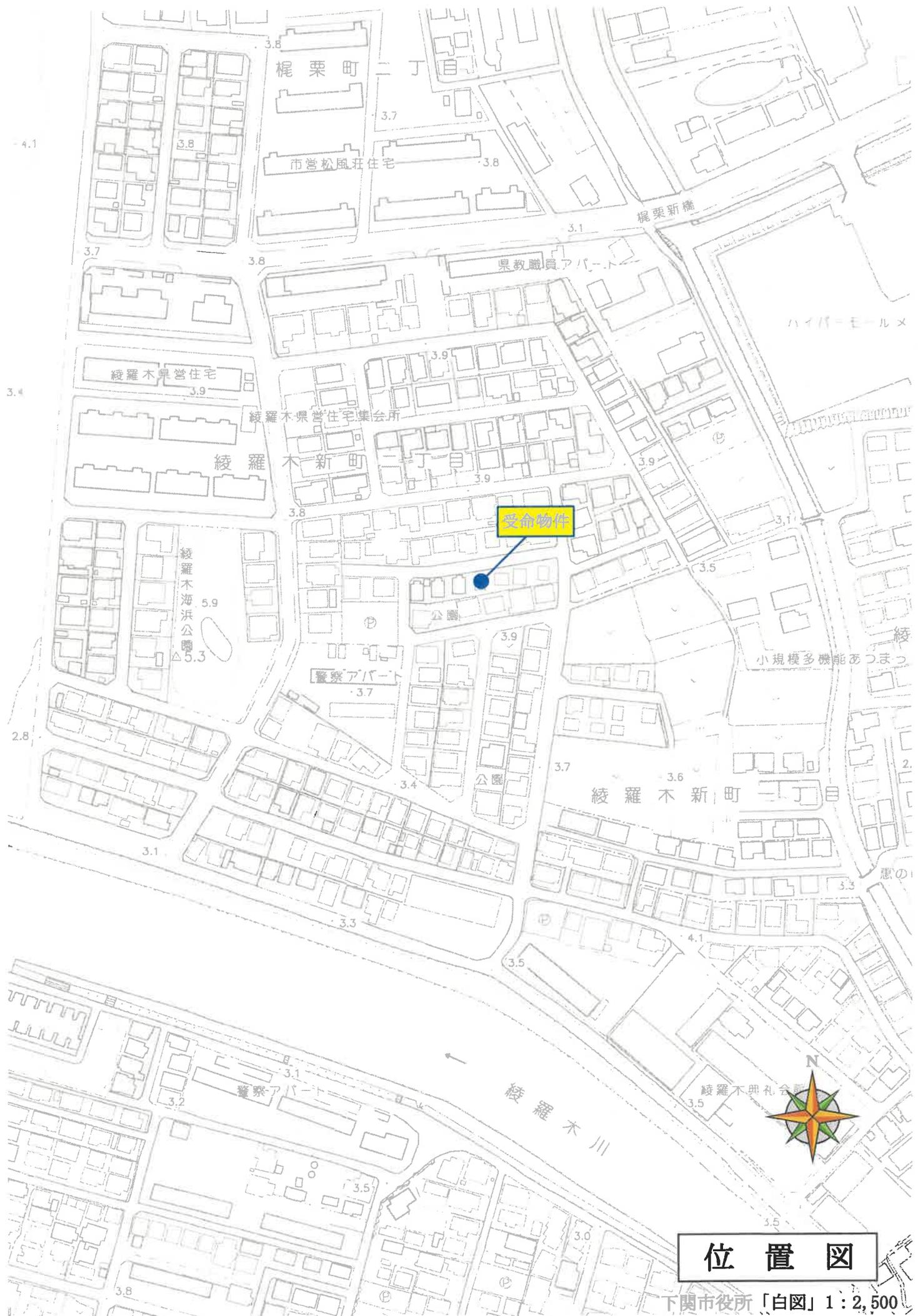
## 第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(縮尺 1/10,000、1/2,500)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 土地所在図・地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図
- 7 現況写真



位置図

下関市役所「白図」1:10,000



**位置図**

下関市役所「白図」1:2,500



登記年月日：昭和51年9月4日

土地積測所在

36-27 36-28 36-29 36-30 36-31  
36-32、15

36-15  
-27-32  
新

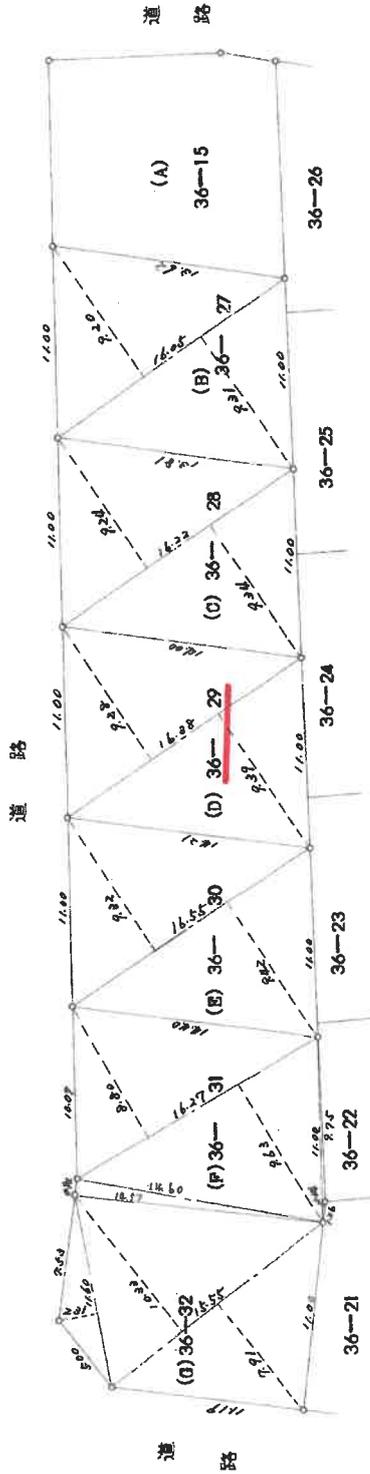
36-15  
-27-32

36-15

土地の所在  
下関市大字藤木新町二丁目  
藤木新町二丁目

昭和五十年九月式日  
作製年月日

作製者  
申請人



(B) 求積  
 $9.42 \times 16.55 = 155.9010$   
 $9.32 \times 16.55 = 154.2460$   
 合計 310.1470  
 合 1/2 155.0735m<sup>2</sup>

(F) 求積  
 $0.14 \times 11.00 = 1.5400$   
 $9.63 \times 16.27 = 156.6801$   
 $8.80 \times 16.27 = 143.1760$   
 $0.93 \times 14.60 = 13.5780$   
 合計 314.9741  
 合 1/2 157.48705m<sup>2</sup>

(G) 求積  
 $7.91 \times 15.55 = 123.0005$   
 $10.33 \times 15.55 = 160.6315$   
 $2.31 \times 11.60 = 26.7960$   
 合計 310.4280  
 合 1/2 155.2140m<sup>2</sup>

(B) 求積  
 $9.31 \times 16.05 = 149.4255$   
 $9.20 \times 16.05 = 147.6600$   
 合計 297.0855  
 合 1/2 148.54275m<sup>2</sup>

(C) 求積  
 $9.34 \times 16.22 = 151.4948$   
 $9.24 \times 16.22 = 149.8728$   
 合計 301.3676  
 合 1/2 150.6838m<sup>2</sup>

(D) 求積  
 $9.39 \times 16.38 = 153.8082$   
 $9.28 \times 16.38 = 152.0064$   
 合計 305.8146  
 合 1/2 152.9073m<sup>2</sup>

0003414

縮尺 1/300

山口県土地家屋調査士会

縮小 [A3→A4]

登記年月日：昭和52年2月4日

建築物各階平面図

家屋番号	36番29
建物の所在	綾羅木新町二丁目 下関市大井町4番地36番地29

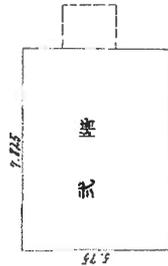
52.2.4

昭和52年2月4日	製作年月日
申請人	製作者

各階平面図(B)

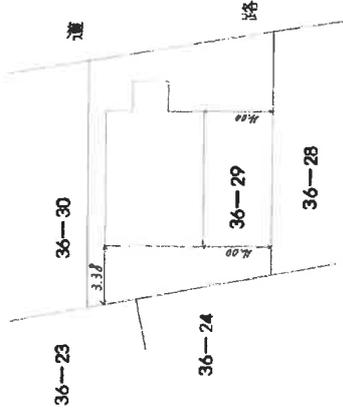


求積  
 $7.825 \times 5.75 = 44.99375$   
 $1.700 \times 2.10 = 3.57000$   
 合計 48.56375  
 床面積 48.56 $m^2$



求積  
 $7.825 \times 5.75 = 44.99375$   
 床面積 44.99 $m^2$

建物図面(A)



2003568

縮尺 1/200 (B) 1/300 (A)

(日 測 理 15)

縮小 [A3→A4]



写真撮影位置



【図面名称】

土地建物位置関係図

※本図は土地・建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】

令和6年(又)第5号

【物件番号】

1・2

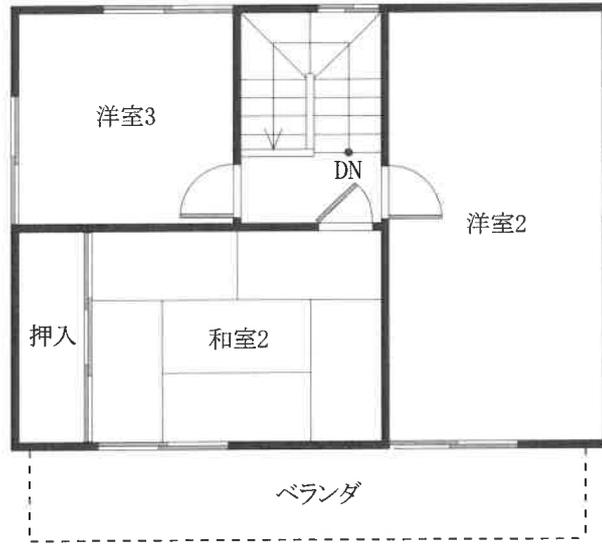
【作成者】

評価人

【縮尺】

約1/250

2階



1階



【図面名称】 建物間取図	※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。	【事件番号】 令和6年(又)第5号	【物件番号】 2	【作成者】 評価人	【縮尺】 約1/100
-----------------	---	----------------------	-------------	--------------	----------------

現況写真

①



②

